

ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート」サービス契約約款

2001 年 10 月 12 日

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

株式会社帝国データバンク(以下「当社」といいます。))は、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート」サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)をここに定め、これにより ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート」サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、本約款を契約者の承諾なく変更することがあります。その際、当社もしくは関連会社株式会社帝国データバンクネットワークコミュニケーションのホームページ上において、速やかに変更後の本約款を告知します。

2 本約款が変更された後の本サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

第 3 条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	定 義
ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート」サービス	電気通信設備及び通信回線を使用して提供する当社のサービスの総称であり、当社または当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下「当社サーバ」といいます)の電氣的な保管空間を、別に定める方法に従い、電子メール利用、ホームページ運用のために貸し出すとともに、当社サーバの設定および接続環境を保守・管理し、サーバの機能の利用権を契約者に付与するサービスおよびホームページのコンテンツ作成を代行するサービス
ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート」サービス用通信回線 (以下「本サービス用通信回線」)	当社または当社が指定した業者が本サービスの提供にあたり、電気通信事業者より提供を受けている電気通信回線
ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート」サービス用設備 (以下「本サービス用設備」)	当社または当社が指定した業者が本サービスの提供にあたり、当社または当社が指定した業者が設置した通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェア
契約者	当社と利用契約を締結している法人(当該法人に所属している本サービスの直接的使用者も含む)若しくは個人
アクセス回線	契約者が、本サービス用設備に接続するため、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者から提供を受ける電気通信回線

第 2 章 サービスの内容等

第 4 条 (サービスの種類及び内容)

本サービスの種類及びその内容は、以下の通りとします。なお、最新のサービスの種類及びその内容に関しま

しては、第2条により、当社もしくは関連会社株式会社帝国データバンクネットコミュニケーションのホームページ上で告知いたします。

種 類	内 容
ドメイン取得申請 代行サービス	契約者のためにドメイン取得申請および維持を代行するサービス
ホームページ運用・ E-mail 運用 (ホスティング)サービス	本サービス用設備上に契約者の公開情報を置くスペースを開設、利用できるサービスおよび契約者の独自ドメインによるE-mailを利用できるサービス
ホームページ 作成サービス	本サービス用設備上に置く、あるいは他のサーバに置くための契約者の公開情報を編集、加工およびメンテナンスを行うサービス

2 但し、本サービスのうちドメイン取得申請代行サービスのみの提供はいたしません。

第5条 (サービスの提供区域)

当社が本約款で提供するサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。

第3章 利用契約の締結等

第6条 (契約期間)

本サービスの利用期間は、第9条 (利用の申込)、10条 (申込の承諾等)及び11条 (申込の拒絶)の規定により当社が申込の承諾の証として、書面にて送付する通知書に記載の利用開始日を起算日として1年間とします。ただし、期間満了の30日前までに、契約者または当社のいずれからその相手方に対して書面による別段の意思表示がなされないときは、この契約は、期間1年間として同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2 本サービスにおける「年間契約期間」とは、申込の受付を行った月を起算月 (申込日が当月1日から当月末日までのいずれの日にもかかわらず、その月を起算月とみなします。)とし、その月から12カ月後の月の末日までの期間とします。

第7条 (権利の譲渡制限)

契約者が本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができません。

第8条 (権利の失効)

第6条 (契約期間) 第2項に定める年間契約期間において、契約者が本サービスを利用できるにもかかわらず、その権利を行使しなかった場合もしくは第24条 (契約者の解除)に則り、所定の手続きにより本サービスの解除を行った場合は、その権利は失効するものとします。また、その際、契約者が本サービスを利用するために事前に支払

った料金については、返還いたしません。

第9条 (利用の申込)

各サービスの利用の申込は、当該利用内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の利用申込書を提出して行うものとします。

2 利用申込書の提出は、当社が認める場合に限り、ファクシミリやインターネット等を用いたオンラインによる申込に替えることができます。

第10条 (申込の承諾等)

当社は、本サービスの利用の申込があったときは、これを承諾するものとします。

2 申込に係る本サービスの提供は、申込を受け付けた順とします。但し、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第11条 (申込の拒絶)

当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込に係るサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当該申込に係るサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあるとき
- (3) 本サービスの申込者が第23条(当社の解除)に該当するとき
- (4) 申込に係るサービスを提供するためのアクセス回線の設置について電気通信事業者の承諾が得られないとき
- (5) 本サービスの申込者が申込に係る利用申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (6) 本サービスの申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

2 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申込を拒絶したときは、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。申込者はこれに対して異議を申し出ることはできません。また、当社は拒絶の理由を明らかにする義務を負いません。

第12条 (変更の届け出)

契約者は、次の各号の事項に変更が生じた場合は、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えて、その旨を当社所定の様式にて届け出るものとします。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 利用料金支払方法又は当該支払に必要なその他の情報
- (4) 各サービス利用の際に当社に届け出た事項
- (5) 前各号の他、契約者が当社に届け出た事項

第13条 (法人の契約上の地位の承継)

契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

2 第11条(第1項第1号及び第4号を除きます。以下この項及び次条第2項において同じとします。)(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービスの申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「本サービスの利用申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第14条 (個人の契約上の地位の引継)

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、当該個人に係る本サービス契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係るホスティング(運用)サービスの提供を受けることができます。この場合において、当該申出をした相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含みます。)を引き継ぐものとします。

2 第11条(申込の拒絶)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「本サービスの申込者」とあるのは「相続人」と、「本サービスの利用申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 契約者の義務

第15条 (アクセス回線の契約)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任において、電気通信事業者とアクセス回線について契約するものとします。

第16条 (技術基準の維持)

契約者は、本サービスの利用にあたり設置した通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを本サービスの技術基準に適合するよう維持するものとします。

第17条 (ユーザID及びパスワード、電子証明書)

契約者は、当社が契約者に対し付与するユーザID及びパスワード、あるいは電子証明書の管理責任を負うものとします。

2 契約者は、ユーザID又はパスワード、あるいは電子証明書を第三者に利用させてはいけません。

3 契約者は、ユーザID又はパスワード、あるいは電子証明書が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第18条 (各サービスにおける義務)

各サービスにおける義務については、各サービスの細則にて定めます。

第5章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第19条 (利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第20条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社が設置あるいは接続する電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社が設置あるいは接続する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) 一般的に広く使用されているコンピュータ等に共通的に存在する技術的問題もしくはそれにより惹起される可能性のある技術的問題や社会的混乱により、当社が設置あるいは接続する電気通信設備の正常な運用が困難になる可能性が予想され、サービスの提供を一時中止する方が良く当社が判断したとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号および第3号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第21条 (利用の停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、当該サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービス契約上の債務の支払を怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 本サービスの契約内容に虚偽の事実があることが判明したとき
- (3) 公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスの利用者に対し、重大な支障を与えるおそれがあるとき
- (5) 第11条第1項第1号(第13条2項第14条第2項において準用する場合を含みます。) (申込の拒絶)に該当するとき
- (6) 第12条(変更の届け出)の規定に違反したとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第22条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの一部ないしは全部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

3 契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種類のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求について、申込の拒絶の規定は、第11条を準用します。

4 契約者は、第1項の規定により本サービスの一部または全部が廃止されたとき(同条第3項の規定により、他の種類のサービスへの変更があった場合を除きます。)は、当該廃止の日に当該サービス利用契約が解除されたものとします。

第6章 契約の解除

第23条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス利用契約を解除することがあります。

(1) 第21条第1項(利用の停止)の規定により、本サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から2ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないとき

(2) 第21条第1項各号(利用の停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第24条 (契約者の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、本サービス接続契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日から45日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2 契約者は、本サービス接続契約を解除する場合、契約者のホームページ等のコンテンツを当社スペースより他の場所へ移設することができます。その際、当社において、そのことに係る実費が発生した場合は、契約者に対して別途請求できるものとします。

3 契約者は、第1項の規定にかかわらず、第19条(利用の制限)又は第20条第1項(利用の中止)の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

第7章 料金等

第 25条 (料金の適用)

本サービスの各種料金は、別紙のとおりとします。なお、最新の料金に関しましては、第 2 条により、当社もしくは関連会社株式会社帝国データバンクネットコミュニケーションのホームページ上で告知いたします。

第 26条 (料金の計算方法)

本サービス料金のうち、初期料金は、各サービスの利用契約毎に一時金として契約者が当社に支払う料金です。

2 本サービス料金のうち、月額料金は、料金月 (当月 1日から当月末日までをいい、以下同じとします。なお、1か月に満たない料金月も、1料金月とみなします。)毎に、契約者が本サービスを利用した量に応じて当社に支払う料金です。

3 本サービス料金のうち、年間契約料金は、申込受付を行った月を起算月 (申込日が当月 1日から当月末日までのいずれの日にもかかわらず、その月を起算月とみなします。)とし、その月から12カ月後の月の末日までの期間 (年間契約期間)に、契約者が本サービスを利用する量に応じて当社に支払う料金です。

第 27条 (消費税等相当額の算定)

消費税および地方消費税 (以下総称して「消費税等」という)相当額は、前条に基づき算出された本サービス料金に対して算定されるものとします。

2 消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、四捨五入するものとします。

3 消費税等相当額の算定の際、税率は、当該算定時に税法上現に有効な税率とします。

第 28条 (料金の支払方法)

料金の支払方法が請求書決済方式の場合、契約者は、本サービス料金およびこれにかかる消費税等相当額を、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社の指定する期日に契約者が指定する預金口座からの自動引き落としにより支払うものとし、ます。

第 29条 (遅延利息)

契約者は、本サービス料金その他の債務 (遅延利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.5%の割合で算出した額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとし、ます。

第 8章 損害賠償

第 30条 (免責)

当社は、契約者が本サービスを利用するために使用しているハードウェアおよびソフトウェアによって被った被害についての保証および賠償の責任を負わないものとします。

2 契約者が本サービスを利用することにより契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル等に関し、何らの責任を負わないものとします。

4 当社は、前3項の他、本サービスの履行において、天災地変その他不可抗力により生じた損害、その他当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その賠償の責を負わないものとします。

第9章 雑則

第31条 (機密保持)

当社は、本約款の履行に際し知り得た契約者に対する業務上の機密 (通信の秘密を含みます) を、第三者に漏らしません。

第32条 (著作権)

別段の定めのない限り、当社のコンテンツまたは契約者のコンテンツの著作権その他の知的財産権は、当社あるいは各コンテンツの主宰者である契約者にそれぞれ帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての「e-COSMOS ホームページ作成サポート」サービスに関する著作物の著作権その他の知的財産権は当社に帰属するものとします。

2 契約者は、「e-COSMOS ホームページ作成サポート」サービスの利用により享受される著作物を著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。契約者が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他社の著作権を侵害した場合には、契約者がその責めを負うものとし、当社がかかる違反もしくは侵害により損害を被り、もしくは被るおそれあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

第33条 (特約との関係)

当社と契約者の間に、特約としての規定がある場合は、当該規定の内容が本約款の各条項に優先して適用されるものとします。

第34条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意上の第一審管轄裁判所とします。

第35条 (準拠法)

本約款に関する準拠法は日本法とします。

付則：本約款は、2001年10月12日より実施します。

(実施履歴)

制 定 : 2000年7月3日
改 訂 : 2000年12月12日
改 訂 : 2001年7月2日
改 訂 : 2001年10月12日

ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス ドメイン取得申請代行サービス特約約款

2001年 7月 2日

株式会社帝国データバンク(以下、「当社」とします)は、当社が運営している ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービスにおいて、契約者より申込みのあったドメイン取得申請代行サービスの特約約款(以下、「本特約」とします)を以下の通り定め、本特約によりドメイン取得代行サービスを提供します。

第1条 (本特約における一般条項)

本特約に記載の無い一般条項については、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款を適用するものとします。

第2条 (本特約の範囲)

当社が、契約者のためにドメイン取得申請および維持代行サービスを行なう範囲は以下の通りとします。

- (1) JPNIC(社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター)および JPRS(株式会社日本レジストラーサービス)から割当てられるドメインの取得申請および維持代行
- (2) Network Solutions Inc. 等の generic Top Level Domain 登録業者から割当てられるドメインの取得申請および維持代行
- (3)上記に記したレジスラー以外の登録業者から割当てられるドメインの取得申請および維持代行

第3条 (当社の義務)

契約者より申し出のあったドメイン名について、当社が受領した日を起算日にして、速やかにドメイン取得申請代行するものとします。

第4条 (契約者の義務)

契約者は、第3条により当社によって取得申請代行がなされ、ドメインの取得が完了したことを確認する義務を負うものとします。

第5条 (料金)

本特約の料金については、別紙にて定める料金とします。なお、料金については、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款の第7章第25条を適用するものとします。

第6条 (支払条件)

契約者が当社に支払う本特約に関する料金の支払条件は、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款の第7章第26、27、28条を適用するものとします。

第7条 (ドメイン取得申請代行の取消)

当社が、第3条によりすでにドメイン取得申請手続きを開始した後に、契約者よりドメイン取得申請代行の契約取り消し等の申し出があった場合は、契約者は当社にドメイン取得代行金額を支払うものとします。

2 但し、その場合において取得したドメインについては、契約者に帰属するものとします。

第8条 (免責)

第3条により当社によって速やかにドメイン取得申請手続きがなされたにもかかわらず、希望のドメイン取得に至らなかった場合において、当社は何らの責任を負わないものとします。

第9条 (協議)

本特約及び「e-COSMOS ホームページ作成サポート」サービス契約約款に記載のない事項で、双方に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則 本約款は、2001年7月2日より実施します。

(実施履歴)

制 定 : 2000年7月3日

改 訂 : 2001年7月2日

**ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス
ホームページ運用 ℓ - mail 運用 (ホスティング)サービス特約約款**

2002 年 7 月 1 日

株式会社帝国データバンク(以下、「当社」とします)は、当社が運営している ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービスにおいて、契約者より申込みのあったホームページ運用 ℓ - mail 運用 (ホスティング)サービスにつき、当該ホームページ運用 ℓ - mail 運用 (ホスティング)サービス特約約款(以下、「本特約」とします)を以下の通り定め、本特約によりホームページ ℓ - mail 運用 (ホスティング)サービスを提供します。

第 1 条 (本特約における一般条項)

本特約に記載の無い一般条項については、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款を適用するものとします。

第 2 条 (本特約の範囲)

当社が、契約者のためにホームページ運用 ℓ - mail 運用 (ホスティング)サービスを行う範囲を以下の通りとします。

- (1) 当社ホームページサーバのディスクの一部を使用して、契約者が提供する契約者の原稿、図画などのホームページ用デジタル素材(以下、素材とします)をインターネットに情報発信するサービス
- (2)当社メールサーバの一部を使用して、契約者の独自ドメインによる ℓ - mail を使用できるサービス
- (3)前号までの各項に関する助言などの付帯事項

第 3 条 (当社の義務)

契約者が提供する素材について、契約者が当社ホームページサーバにアップロードした場合、インターネットブラウザ上で閲覧可能な状態にするものとします。なお、当社が契約者に代わって、契約者が提供する素材をアップロードすることもできるものとします。

2 但し、契約者の当該素材に、技術的、法律的に不具合がある場合は、アップロードに時間を要することがあります。

3 ℓ - mail については、契約者の希望によるアカウントを設定のうえ、ユーザ ID およびパスワードを発行します。

第 4 条 (契約者の義務)

契約者は、第 3 条でアップロードした契約者が提供する素材をインターネットブラウザ上で表示される表示内容について校了の義務を負うものとします。

2 契約者は、当社から発行されたユーザ ID (アカウント)及びパスワードを自らの責任において管理するものとし、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款の第 4 章第 17 条 (ユーザ ID 及びパスワード、電子証明書)に規定される契約者の義務を負うものとします。

第5条 (料金)

本特約の料金については、別紙にて定める料金とします。なお、料金については、E-COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款の第7章第25条を適用するものとします。

第6条 (支払条件)

契約者が当社に支払う、本特約に関する料金の支払条件は、E-COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款の第7章第26、27、28条を適用するものとします。

第7条 (免責)

第3条により当社によって設置され運用されるサーバ装置類によって契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

2 契約者が自身で用意したホームページに関して、サーバに負荷をかけるCG等のプログラムファイル類については制限を設けており、場合によっては、それらのホスティングを拒否、もしくは利用停止の措置をとることがあります。それに起因する損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

3 上記第2項により制限されなかったCGI等のプログラムファイル類に関しても、動作保証は行いません。その運用に関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、そこで生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

4 E-mailの使用に際し、契約者あるいはアクセス回線に起因して生じたE-mailの使用が不能となった場合、またそのことに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

5 自社サーバあるいは他社サービスより当該サービスに移管する際、またはウイルスチェックサービスに移管する際、一時的にホームページの情報発信が停止する、あるいはE-mailの使用が不能となったことに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

6. 当社のウイルスチェックサービスは、すべてのウイルス感染防止を保証するものではありません。したがって、ウイルスチェックサービスを利用している契約者が、ウイルスに感染したことによる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

第8条 (協議)

本特約及びE-COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款に記載のない事項で、双方に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則 本約款は、2002年7月1日より実施します。

(實施履歷)

制 定 : 2000 年 7 月 3 日

改 訂 : 2000 年 12 月 12 日

改 訂 : 2001 年 7 月 2 日

改 訂 : 2002 年 7 月 1 日

ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス ホームページ作成特約約款

2001年7月2日

株式会社帝国データバンク(以下、「当社」とします)は、当社が運営している ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービスにおいて、契約者より申込みのあったホームページ作成サービスにつき、当該ホームページ作成特約約款(以下、「本特約」とします)を以下の通り定め、本特約によりホームページ作成サービスを提供します。

第1条 (本特約における一般条項)

本特約に記載の無い一般条項については、ℓ - COSMOS ホームページ作成サポートサービス契約約款を適用するものとします。

第2条 (本特約の範囲)

当社が、契約者のためにホームページの作成、修正およびメンテナンスを行なう範囲を以下の通りとします。

- (1) 契約者が提供する契約者の原稿、図画、写真などのホームページ用素材(以下、素材とします)の加工又は編集
- (2) 確認された当該表示内容に不具合が生じた際の修正もしくは修正に関する助言(ただし、修正に関しては、原則として1回のみ応じます。その後の修正については、当社は契約者に別途請求することができるものとします。)
- (3) 既存ホームページに対するメンテナンス(メンテナンスに関する修正についても、前号の規定を適用するものとします。)
- (4) 前号までの各項に該当しない契約者ホームページに関する助言などの付帯事項

第3条 (メンテナンスに関する付帯事項)

ホームページに対するメンテナンスについては、形態や量に応じて、その都度見積りを行い、加工または編集を行います。

2年間契約を締結していた契約者については、2001年7月2日改訂以前の規定を適用するものとします。

第4条 (当社の義務)

契約者より提供された素材を加工又は編集し、インターネットブラウザ上で閲覧可能な状態のホームページを作成するものとします。

2 但し、当社が契約者の素材を加工又は編集するにあたり、契約者の当該素材に、技術的、法律的に不具合がある場合、あるいは素材が不足している場合は、ホームページ作成に時間を要することがあります。

第5条 (契約者の義務)

契約者は、第3条で加工又は編集されたホームページ画面(インターネットブラウザ上で表示される表示内容)に

ついて校了の義務を負うものとします。

第6条 (料金)

本特約の料金については、素材の形態や量に応じて、別紙もしくは見積書にて別途定める料金とします。

第7条 (支払条件)

契約者が当社に支払う 本特約に関する料金の支払条件は、**ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート**サービス契約約款の第7章第26、27、28条を適用するものとします。

第8条 (免責)

第3条により当社によって作成されたホームページにおいて、契約者の責任の下に第三者へ提供されるサービス内容あるいはコンテンツに関しては、契約者が一切の責任を負うものとし、当該サービス内容あるいは当該コンテンツに起因して生じる損害賠償請求等について当社は何らの責任を負わないものとします。

第9条 (協議)

本特約及び **ℓ - COSMOS ホームページ作成サポート**サービス契約約款に記載のない事項で、双方に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

付則 本約款は、2001年7月2日より実施します。

(実施履歴)

制 定 : 2000年7月3日

改 訂 : 2001年7月2日